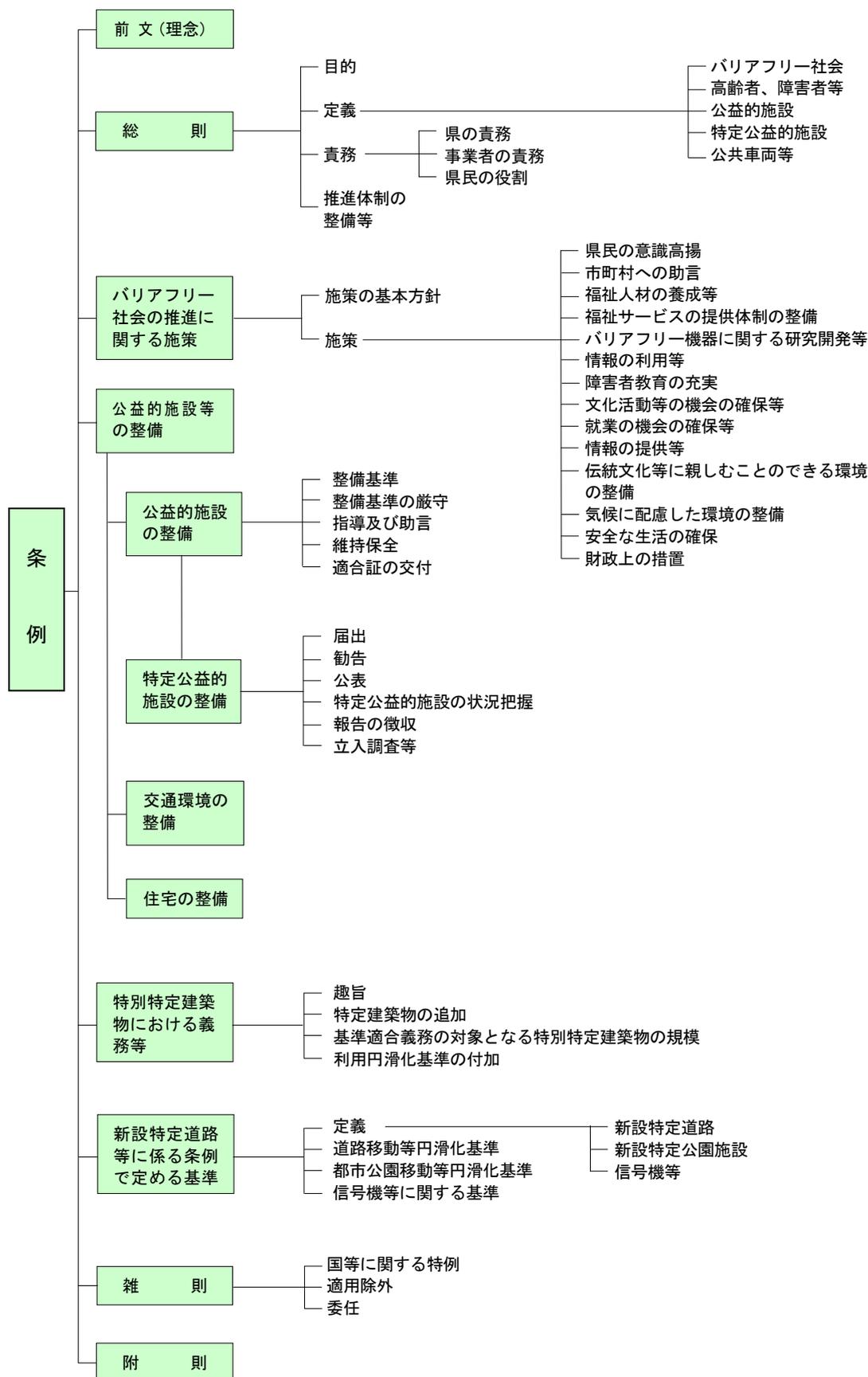


Ⅶ 石川県バリアフリー社会の推進に関する条例の概要

1 条例及び規則の構成

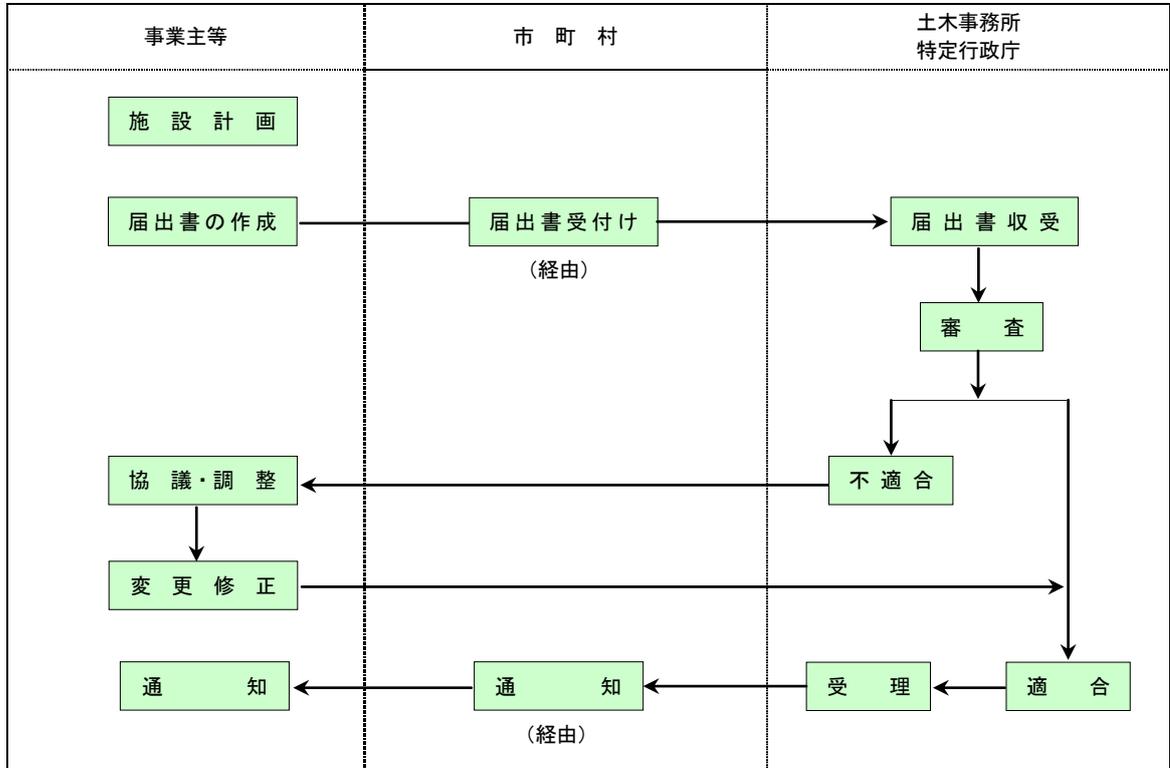
■ 条例の構成図



2 事前届出等の手続きの流れ

■ 特定公益的施設の事前届出（建築物）

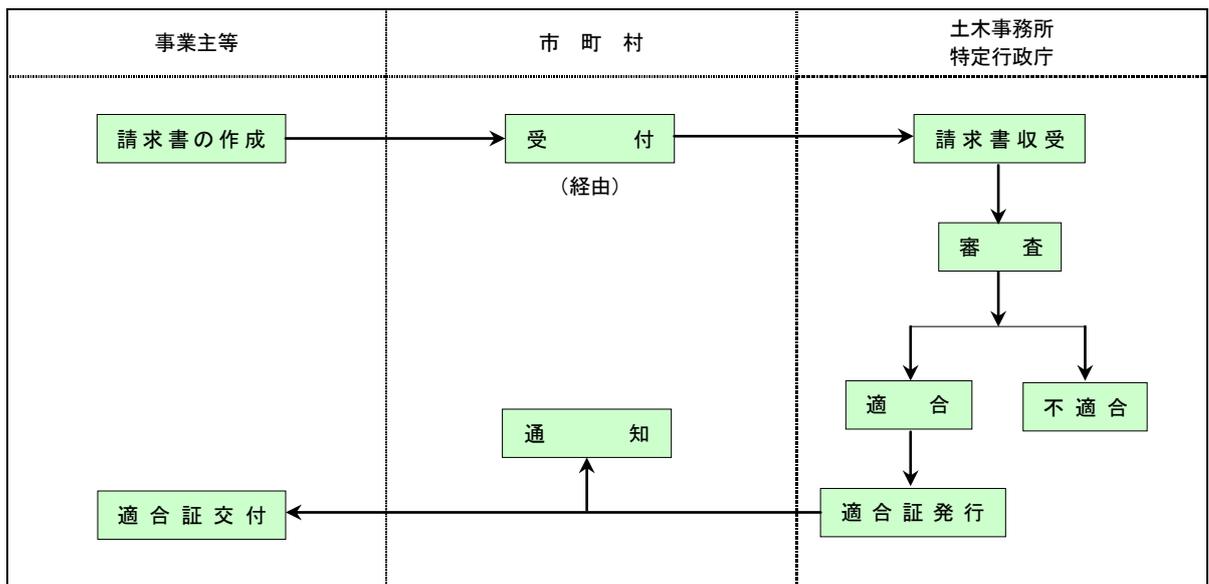
特定公益的施設を新築しようとする者は、当該工事に着手する30日前に知事に届出なければならないと定められている。届出の手続きの流れは、次のとおりである。



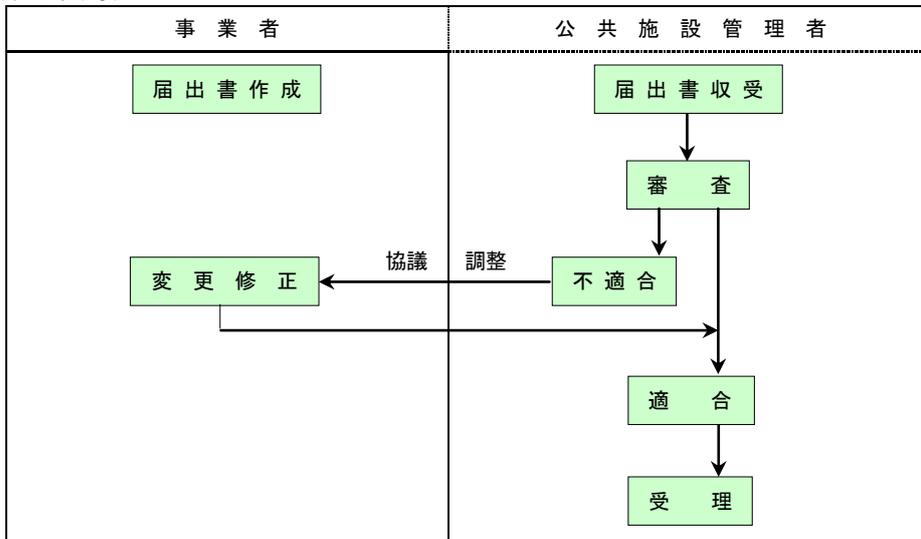
■ 適合証の公布（建築物）

公益的施設の所有者は、当該公益的施設を整備基準に適合させているときは、知事に対して適合していることを証する証票（適合証）の交付を請求できることとされている。

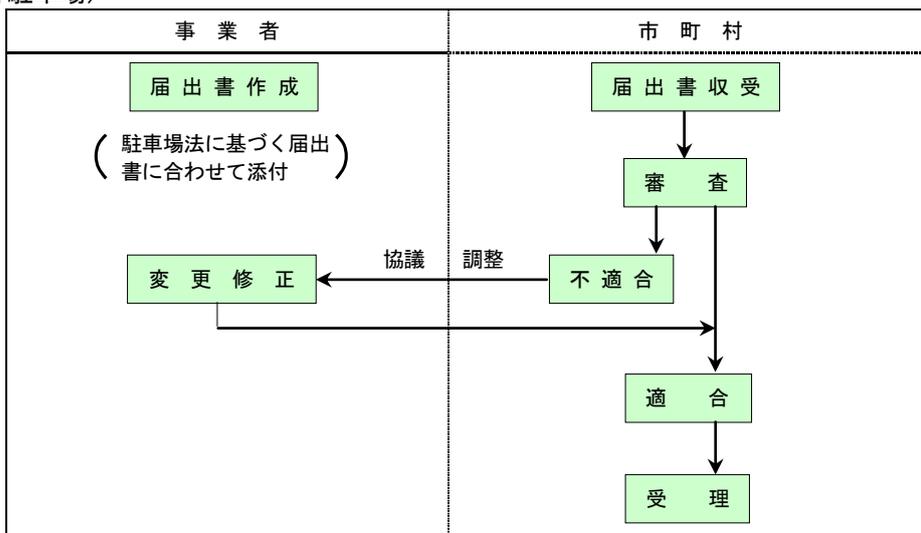
請求手続きの流れは、次のとおりである。



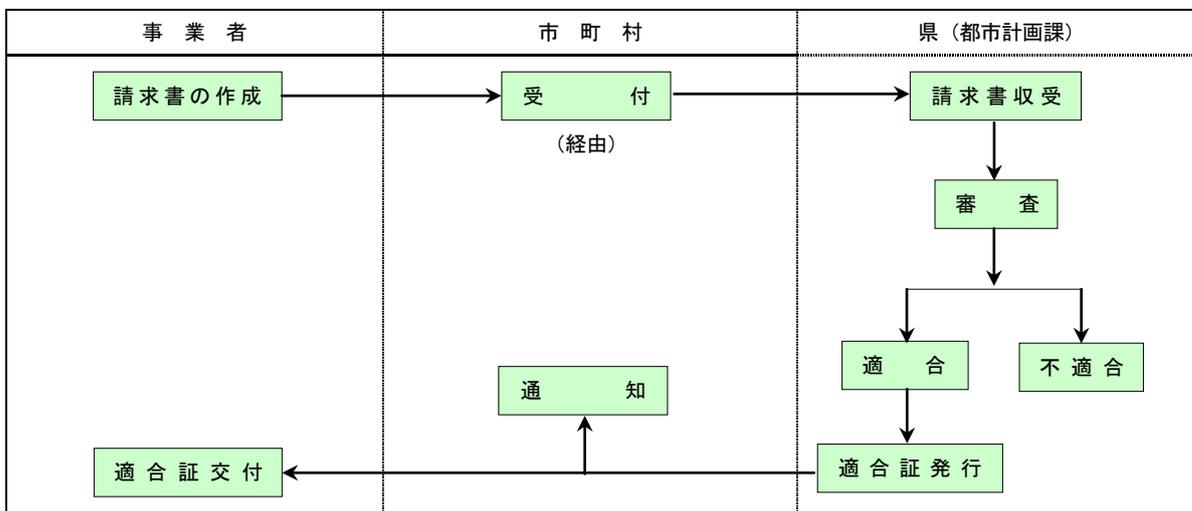
●届出手続きの流れ
(道路、公園等)



(路外駐車場)



●適合証の交付 (路外駐車場)



3 チェックリスト

(様式第7号)

確認受付番号 ()
審査者氏名

石川県バリアフリー社会の推進に関する条例に基づくチェックリスト

石川県バリアフリー社会の推進に関する条例に基づく整備基準に遵守するよう次のように計画します。

				平成 年 月 日作成	
設計者所属				氏名	
施設名称				TEL	
建築物所在地				申請面積	m ²
所有者				延床面積(工事後)	m ²
建築概要	用途	構造	階数	昇降機の有無	有 ・ 無

記入事項

太枠内の該当する部分を記入して下さい。

判定欄の記載要領： 該当なし \、 該当、 適当 ○、 不適当 ×

該当がない場合、欄全体に\でも可(例えば、階段がない場合、「2 階段」の欄全体に\を引く)

この様式は整備基準の一部項目を略してあります。適宜項目を追加してください。

* やむを得ない場合の緩和措置あり

特定施設等	県整備基準の内容	設計内容	申請者判定	審査判定	考察
1 廊下等	(1) 粗面又は滑りにくい材料による仕上げ				
	(2) 点状ブロック等の敷設(階段又は傾斜路上端部) ※1の場合を除く				
2 階段	(1) 手すりの設置(踊場除く)				
	(2) 粗面又は滑りにくい材料による仕上げ				
	(3) 段の容易な識別				
	(4) 段鼻の突き出し等を設けない				
	(5) 注意喚起用床材(階段上端部)の敷設 ※2の場合を除く				
	(6) 回り階段を設けない(主な階段) * 1,000㎡未満で緩和あり				
3 階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路	(1) 手すりの設置				
	(2) 粗面又は滑りにくい材料による仕上げ				
	(3) 傾斜路の容易な識別				
	(4) 注意喚起用床材(傾斜路上端部)の敷設 ※3の場合を除く				
4 便所	(1) 車いす使用者用便房の設置(1以上)				
	①腰掛便座、手すり等の適切な配置				
	②車いす使用者の円滑な利用空間の確保 * 1,000㎡未満で緩和あり				
	③粗面又は滑りにくい材料による仕上げ				
	(2) 水洗器具(オストメイト対応)を設けた便房の設置(1以上)				
	(3) 両側に手すりの配置された床置き式、壁掛式(受け口の高さ35cm以下)				
	小便器の設置(1以上)				
5 ホテル又は旅館の客室	(1) ホテル等で客室30室以上の場合、車いす使用者用客室の設置(1以上)				
	①出入口の内法80cm以上				
	②出入口の戸を車いす使用者が容易に開閉して円滑に通過出来る構造				
	③車いす使用者用便房の設置				
	④車いす使用者用浴室又はシャワー室の設置				
	⑤室内の車いす使用者の円滑な利用空間の確保				
	⑥室内非常警報装置(視覚、聴覚)				

*1 勾配が1/20以下の傾斜部分、高さ16cm以下勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合、自動車車庫に設ける場合

*2 自動車車庫に設ける場合、段部分と連続して手すりを設ける場合

*3 勾配が1/20以下の傾斜部分、高さ16cm以下勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合、自動車車庫に設ける場合
傾斜路部分と連続して手すりを設ける場合

特定施設等	県整備基準の内容	設計内容	申請者判定	審査判定	考 察
6 敷地内の通路	(1) 粗面又は滑りにくい材料による仕上げ				
	(2) 段がある部分				
	①手すりの設置				
	②段の容易な識別				
	③段鼻の突き出し等を設けない				
	(3) 傾斜路				
	①手すりの設置(傾斜部が1/15以下(高さ16cm以下)又は1/20以下の場合免除)				
	②傾斜路の容易な識別				
	(4) 排水溝を設ける場合の蓋の構造				
7 駐車場	①滑りにくい仕上げ				
	②車いすキャスター、杖等が落ちない				
	(1) 車いす使用者用駐車施設の設置(1以上)				
8 バリアフリー(BF)経路	①幅350cm以上				
	②利用居室付近での設置				
	(1) バリアフリー経路の設置(1以上)				
	①道等から利用居室等までの経路 * 2,000㎡未満の地上2階建及び地上1階地下1階の場合は地上階にあるもののみを利用居室等とする。				
	②利用居室等から車いす使用者用便房までの経路				
9 BF経路を構成する出入口	③車いす使用者用駐車施設から利用居室等までの経路				
	(2) 階段及び段を設けない (傾斜路又はエレベータその他の昇降機を併設する場合免除)				
	(1) 内法幅80cm以上				
	(2) 出入口の戸を車いす使用者が容易に開閉して円滑に通過出来る構造				
	(3) 出入口付近の水平化 * 500㎡未満で緩和あり				
10 BF経路を構成する廊下等	(4) 屋根又は車寄せ上屋設置 (直接地上又は駐車場へ通ずる出入口)				
	(1) 内法幅120cm以上 * 1,000㎡未満で緩和あり				
	(2) 50m以内毎の車いす転回スペース				
	(3) 車いす使用者が容易に開閉して円滑に通過出来る戸の構造				
11 BF経路を構成する傾斜路	(4) 出入口付近の水平化				
	(1) 内法幅120cm以上(階段併設時90cm以上)				
	(2) 勾配1/12(16cm以下の場合、勾配1/8以下)				
12 BF経路を構成するエレベーターその他の昇降機	(3) 高さ75cm以内毎の踏幅150cm以上の踊場設置				
	(1) 必要階で停止				
	(2) 出入口幅80cm以上				
	(3) かがの奥行き135cm以上				
	(4) 乗降ロビーの水平化				
	(5) 乗降ロビーの幅及び奥行き150cm以上				
	(6) 車いす使用者用制御装置の設置(かご内及び乗降ロビー)				
	(7) 停止予定階及び現在位置の表示装置設置(かご内)				
	(8) 乗降ロビー到着予定機の昇降方向表示装置設置				
(9) 鏡の設置(かご内)					

特定施設等	県整備基準の内容	設計内容	申請者 判定	審査 判定	考 察
	(10) 不特定多数利用の2,000m ² 以上の建築物の場合				
	①上記(1)～(9)を満たす				
	②かごの幅140cm以上				
	③車いす転回可能(かご内)				
	④手すり設置(かご内)				
	(11) 不特定多数又は主に視覚障害者が利用する場合				
	①上記(1)～(9)を満たす				
	②到着階及び戸閉鎖時の音声通知装置の設置(かご内)				
	③視覚障害者用制御装置の設置(かご内及びロビー)				
	④昇降方向の音声通知装置の設置 (かご内部及び昇降ロビー到着予定機)				
(特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機)	(1) エレベーターの場合				
	①かごの定格速度15m/s以下かつ床面積2.25m ² 以下 (昇降工程が4m以下のエレベーター又は階段、傾斜路の部分に沿って昇降するエレベーター)				
	②平成12年建設省告示第1413号第1第7号に規定する段差解消機に				
	③かごの幅70cm以上、奥行き120cm以上				
	④かご内で車椅子が方向転換可能(必要がある場合)				
	(2) エスカレーターの場合				
①階段の定格速度30m/s以下かつ階段の先端に車止めの設置 (車いすに座ったまま車いす使用者を昇降させる場合に2枚以上の階段を同一の面に保ちながら昇降を行うエスカレーター)					
②平成12年建設省告示第1417号第1ただし書に規定する車いす使用者用のエスカレーター					
13 BF経路を構成する敷地内の通路	(1) 内法幅120cm以上				
	(2) 50m以内毎の車いす転回スペース				
	(3) 車いす使用者が円滑に通過出来る戸の構造				
	(4) 出入口付近の水平化				
	(5) 傾斜路				
	①幅120cm以上(段併設時90cm以上)				
	②勾配1/15以下 (屋根付き1/12以下、高さ16cm以下の場合、勾配1/8以下)				
	③高さ75cm以内毎の踏幅150cm以上の踊場設置 (勾配1/20以下は免除)				
	(6) 降雪及び路面凍結の措置 *地形の特殊性がある場合、(1)～(6)は車寄せから建物出入口が対象				
14 標識	(1) エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の標識の設置				
	(2) 標識の日本工業規格Z8210への適合				
15 案内設備	(1) 案内板の設置(標識を容易に視認できる場合は免除)				
	(2) 視覚障害者対応設備(エレベーター、便所の配置)				
	(3) 出入口呼出装置設置(直接地上及び駐車場に通じるもの)				
	①車いす円滑利用可能(高さ)				
	②視覚障害者円滑利用可能(構造)				
(4) 案内所の設置((1)、(2)、(3)の代替措置)					

特定施設等	県整備基準の内容	設計内容	申請者判定	審査判定	考察
16 案内設備までの経路	(1) 視覚障害者バリアフリー経路の設置(1以上) ①道等から15の項(2)の設備、(3)の呼出装置、(4)の案内所までの経路				
	(2) 誘導用床材又は音声誘導装置の設置(風除室で直進する場合免除)				
	(3) 車路隣接部での注意喚起用床材敷設				
	(4) 段・傾斜部上端付近での注意喚起用床材敷設				
17 観客席	(1) 劇場等に設置する車いす使用者用の客席 ①数400席以下2席以上 200席毎に1 ②幅85cm以上 奥行き120cm以上 ③車いす席落下防止対策				
	(2) 建物出入口から車いす使用者用客席に至る経路 ①内法幅120cm以上 ②高低差がある場合の傾斜路、踊場の設置				
18 洗面所	(1) 不特定かつ多数の者が利用する洗面所の構造 ①粗面又は滑りにくい材料による仕上げ ②水栓器具操作容易(レバー式、光感知式等) ③洗面器はカウンター式 ④鏡の設置(適切な位置での設置)				
19 浴室	(1) 老人ホーム等で共同浴場に設ける浴室の構造 ①出入口の内法幅80cm以上 ②車いす使用者が容易に開閉出来る戸の構造 ③出入口を車いす使用者が円滑に通過出来る構造 ④手すり、腰掛台(浴槽、洗場、脱衣場)の設置 ⑤洗場及び脱衣室の水栓器具操作容易				
20 更衣室又はシャワー室	(1) 体育館等で更衣室又はシャワー室設置時1室以上 ①出入口内法80cm以上 ②車いす使用者が容易に開閉して円滑に通過出来る戸の構造 ③車いすが更衣室シャワー室間移動可能 ④床は滑りにくい仕上 ⑤手すり、腰掛台等 ⑥水栓器具操作容易				
21 非常警報装置	(1) 非常警報装置の設置				
22 改札口及びレジ通路	①1箇所以上かつ内法80cm以上 ②車いす円滑通過				
23 公衆電話、カウンター及び記載台	車いす使用者も円滑利用可能				
24 券売機	(1) 以下を満たすもの(1以上) ①車いすで金銭投入口及び操作ボタンの円滑利用可能 ②車いす使用者、視覚障害者が円滑利用可能				
25 休憩所	500㎡以上の施設に設置				
26 授乳所等	2,000㎡以上の施設に設置				
27 水飲み場	(1) 車いす使用者も円滑利用可能 (2) 水栓器具操作容易(レバー式、光感知式等)				